

会 議 録 目 次

平成14年第5回海田町議会9月定例会（第3日目）

平成14年9月11日（水）午前9時00分開議

日程第1	第34号議案	工事請負契約の締結について（町道8号線道路改良工事その2）	4
日程第2	第35号議案	海田町税条例の一部を改正する条例の制定について	5
日程第3	第36号議案	海田町国民年金印紙購入基金の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について	1 2
日程第4	第37号議案	海田町国民健康保険条例等の一部を改正する条例の制定について	1 3
日程第5	第38号議案	海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	1 5
日程第6	第39号議案	海田町老人医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について	1 9
日程第7	第40号議案	平成14年度海田町一般会計補正予算（第2号）	2 2
日程第8	第41号議案	平成14年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）	3 9
日程第9	第42号議案	平成14年度海田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	4 2
日程第10	議員派遣の件		4 5
		（閉 会）	4 5

16番 佐 中 十九昭

17番 中 岡 長 一

18番 国 岡 光 明

19番 加 藤 公

20番 河 野 道 昭

7. 欠 席 議 員

14番 山 岡 寛 次

8. 説明のため議場に出席した者の職氏名

町	長	加 藤 天
助	役	松 岡 修 士
収 入	役	正 木 洋
企 画 部	長	中 野 潔
総 務 部	長	上 條 正 弘
福 祉 保 健 部	長	富 田 征
建 設 部	長	池 乃 本 和 弘
参 事 (広域行政担当)		佐 藤 隆
参 事 (福祉保健担当)		因 幡 忠 志
企 画 課	長	永 海 房 雄
財 政 課	長	内 田 和 彦
総 務 課	長	久 保 伸 一
地 域 振 興 課	長	植 野 敏 彦
税 務 課	長	畝 光 美
住 民 課	長	上 村 直 樹
福 祉 課	長	貝 原 陽 子
高 齢 福 祉 課	長	青 木 基 秀
監 理 課	長	因 幡 貞 男
建 設 課	長	児 玉 正 克
都 市 整 備 課	長	朝 倉 登 司 雄
教 育	長	李 木 義 夫
教 育 部	長	山 本 義 彦

学 校 教 育 課 長 河 原 毅
社 会 教 育 課 長 佐 々 木 正 子
上 下 水 道 部 長 木 原 正 博
庶 務 課 長 新 浜 憲 治
下 水 道 課 長 槇 根 君 夫

~~~~~○~~~~~

9. 職務のために議場に参加した者の職氏名

議 会 事 務 局 長 園 山 純  
主 査 中 下 義 博  
主 査 辻 千 奈 美

~~~~~○~~~~~

10. 議 事 日 程 (第 3 号)

- 日程第 1 第34号議案 工事請負契約の締結について (町道 8 号線道路改良工事その 2)
- 日程第 2 第35号議案 海田町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 第36号議案 海田町国民年金印紙購入基金の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について
- 日程第 4 第37号議案 海田町国民健康保険条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 第38号議案 海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 第39号議案 海田町老人医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 第40号議案 平成14年度海田町一般会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 8 第41号議案 平成14年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 9 第42号議案 平成14年度海田町国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第10 議員派遣の件

~~~~~○~~~~~

11. 議 事 の 内 容

午前 9 時 0 0 分 開議

○議長 (河野) 皆さん、おはようございます。本日はご苦労さんでございます。昨日に引き続き本会議を再開いたします

ただいまの出席議員数は19名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しております日程第1から日程第10に至る各議案でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（河野）日程第1、第34号議案、工事請負契約の締結についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（加藤）皆さん、おはようございます。引き続きまして大変ご苦勞をおかけしますが、本日もよろしくご審議のほどをお願いします。

第34号議案、工事請負契約の締結について（町道8号線道路改良工事その2）。東2丁目地内において施工する町道8号線道路改良工事その2の請負契約を締結しようとするものでございます。内容につきましては担当者から説明をいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（河野）財政課長。

○財政課長（内田）それでは、工事請負契約の内容につきましてご説明いたします。工事名でございますが、町道8号線道路改良工事その2でございます。工事場所は海田町東2丁目地内、請負金額は6,300万円でございます。請負者は伸和建設株式会社広島支店、支店長久保田作二でございます。工期でございますが、議決の日の翌日から平成15年3月7日まででございます。なお、入札結果につきましては資料3の方をご参照お願いいたします。工事内容につきましては担当課の方よりご説明いたします。

○議長（河野）建設課長。

○建設課長（児玉）町道8号線道路改良工事その2の工事概要についてご説明申し上げます。お手元の資料4をご覧ください。

まず、1ページ目をご覧ください。工事箇所の位置図を掲載しております。場所は東2丁目13番地内、実久宅前の東新橋付近でございます。

続いて、2ページ目をお開きください。施工区域は平成13年度工事終点ナンバー68からナンバー73までの延長100メートルでございます。道路幅員は7メートルでございます。この工事における主な工種は、山を切る土工掘削が3,400立米、のり面を防護するのり枠工810平米、アスファルト舗装360平米、路面排水のためのU型側溝延長140メートル、路肩構造物のブロック積み工160平米を施工いたします。なお、工事の施工に当たりましては、付近住民に対しての工事説明、通行車両等の安全に十分配慮し、安全に工事を施工してまいります。

なお、3 ページに標準的な断面をお示ししてございますので、ご参照ください。

以上で、簡単ですが工事説明を終わります。

○議長（河野）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（河野）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより、第34号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第34号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）異議なしと認めます。よって、第34号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（河野）日程第2、第35号議案、海田町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（加藤）第35号議案、海田町税条例の一部を改正する条例。地方税法の一部改正に伴う個人住民税の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例等の改正及び地方税法の規定による入湯税の付加徴収について規定するために条例の改正を行うものでございます。内容につきましては担当者から説明をいたします。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（河野）税務課長。

○税務課長（畝）それでは、第35号議案、海田町税条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。条例の改正内容につきましては、資料5の海田町税条例一部改正の概要によって説明させていただきます。それでは、地方税法等の改正に伴う条文整理など、改正以外の改正内容について順に説明させていただきます。

まず、改正の内容の（1）の地方税として課する目的は入湯税とするでございしますが、寺迫2丁目において温泉法に該当する日帰り鉱泉浴場が11月に開業を予定しております。地方税法第5条第4項の規定により入湯税を課するものでございます。

次に、（2）の入湯税の納税義務者等でございますが、入湯税は地方税法第5条第4項に定める法定目的税でありまして、鉱泉浴場を利用する入湯客に課税するものでございます。地方税法第701条に、「鉱泉浴場所在の市町村は、環境衛生施設、鉱泉源の保護

管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興に要する費用に充てるため、鉱泉浴場における入湯に対し入湯客に入湯税を課するもの」と規定しております。

(3) の入湯税の課税免除につきましては、旧市町村条例の準則により、年齢12歳未満の者、一般公衆浴場または共同浴場に入湯する者に対しては入湯税を課さない規定を設けるものでございます。

(4) の入湯税の税率でございますが、地方税法第701条の2の規定により、「入湯客1人1日について、150円を標準とするものとする」と定められています。しかし、この規定は入湯客が宿泊する場合を想定した税率でございます。このたび海田町で営業を開始する温泉は日帰りのみを目的とした温泉であり、日帰りの税率を規定するには自治体独自の判断が必要となります。最近、入湯税の税率を改正した県内市町の日帰り入湯客1人1日の入湯税は50円を規定しております。海田町における日帰りを目的とした温泉における入湯税の税率を規定するに当たりましては、地方税法の趣旨、また最近、日帰り入湯税の税率を改正した自治体の事例並びに温泉利用者に理解いただける税率など、これらを総合的に勘案して、入湯税の税率は宿泊した入湯客1人1泊について150円とし、日帰りの入湯客1人1日について50円と規定するものでございます。

(5) と (6) の入湯税の徴収方法及び入湯税の特別徴収の手続でございますが、入湯税は特別徴収の方法によって徴収するものです。特別徴収義務者は鉱泉浴場の経営者です。経営者は、鉱泉浴場において入湯客が納付すべき入湯税を徴収しなければならない、また毎月15日までに前月分の入湯税額等を記載した納入申告書を町長に提出し、納入金を納入書により納入しなければならないことの規定を設けております。

(7) (8) (9) (10) につきましては、入湯税に係る不足金額等の納入の手続、特別徴収義務者の経営申告、特別徴収義務者に係る帳簿の記載義務等及び帳簿記載の義務違反等に関する罪についてそれぞれ規定を設けるものでございます。

次に、(11) の固定資産税の徴収方法につきましては、地方税法第364条に固定資産税に係る課税明細書の送付規定が追加されたことにより規定を整理するものでございます。

(12) の株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例につきましては、個人町民税所得割の納税義務者が、所有期間が1年を超える上場株式等の譲渡をした場合において、長期所有上場特定株式等に係る譲渡所得の金額から100万円(当該の譲渡所得金額が100万円に満たない場合は、当該の譲渡所得の金額)を控除する特例の適用期限

を現行の平成15年3月31日を平成17年12月31日まで延長するものでございます。

(13) の上場株式等を譲渡した場合の株式等に係る個人の町民税の課税の特例につきましては、個人町民税所得割の納税義務者が平成15年1月1日以後に上場株式等の譲渡をした場合には、当該上場株式等に係る譲渡所得等については100分の3.4（現行は100分の4）の税率により課税するものでございます。

〔第2項〕につきましては、個人町民税所得割の納税義務者が平成15年1月1日から平成17年12月31日までの間に、所有期間が1年を超える上場株式等の譲渡をした場合には、当該長期所有上場株式等に係る譲渡所得については100分の2（現行は100分の4）の税率により課税するものでございます。

〔第3項〕につきましては、個人町民税所得割の納税義務者が前項の特例の適用を受けるためには、適用を受けようとする年度分の町民税に係る申告書に特例適用を受けようとする旨の記載があることが要件とされたための規定を設けるものでございます。

〔第4項〕につきましては個人町民税所得割の納税義務者が長期所有上場株式等の譲渡所得等の課税の特例の適用を受ける場合には、その適用期間中の平成15年から平成17年までは公開株式に係る課税の特例の適用を停止する旨の規定を設けるものでございます。

(14) の特定口座を有する場合の所得計算の特例につきましては、個人町民税所得割の納税義務者が、証券業者に特定口座を有する場合の当該特定口座に係る株式の譲渡による所得計算の特例が創設されたため規定を設けるものでございます。

(15) の選択特定口座に係る所得を有する者に係る町民税の申告の特例でございますが、一定の特定口座を1月1日現在において管理している証券業者は、1月31日までに特定口座を有する者の前年の特定口座における上場株式等の譲渡に係る所得の金額をその者の1月1日現在における住所所在の市町村別に作成された上場株式等取引報告書に記載し、これを当該市町村の長に提出することとするほか、前年中に特定口座内上場株式等の譲渡に係る所得のみを有する者、前年中に特定口座内上場株式等の譲渡に係る所得及び給与所得のみを有する者、並びに前年中に特定口座内上場株式等の譲渡等に係る所得及び公的年金等に係る所得を有する者については、町民税の申告書を提出することを要しないものとされたため規定を設けるものでございます。

(16) の上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除につきましては、個人町民税所得割の納税義務者は、上場株式等の譲渡に係る譲渡損失の金額が平成15年1月1日以後の譲渡

により生じた場合に限り、損失が生じた年の翌年以後3年間、当該納税義務者の株式等に係る譲渡所得等の金額を限度として、当該株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上、控除することとされたため規定を設けるものでございます。

(17)のその他の改正につきましては地方税法等の改正に伴う条文及び字句の整理でございます。施行期日につきましては平成15年1月1日です。ただし、入湯税に関する規定につきましては公布の日からでございます。以上で説明を終わります。

○議長（河野）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許しません。宮坂君。

○9番（宮坂）宮坂です。入湯税について一つ、二つお尋ねします。まず、この入湯税なんですけれども、温泉が出た場合には必置の税なのか、それともできる、課することができる税なのか、わかりますか。税なのかという点が1点と、目的税となっておりまして、その目的は701条に書いてあるんですけれども、具体的にどのように使う方向で考えていらっしゃるのかというのをお願いします。

○議長（河野）税務課長。

○税務課長（畝）課するものと、課さねばならないという規定でございます。できるものではなくて課するものとするですから、課税しなさいという規定でございます。それと目的税で、何に使われるかということですが、環境衛生施設というてもいろいろ広うございまして、その中には下水道もありますし、道路関係の改良工事にも目的として、その地区の整備するための税金として使えるようになっております。

○議長（河野）ほかにございせんか。桑原君。

○4番（桑原）4番、桑原です。株式に係る譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例というものの、長期所有上場株の、ここにはそう書いてあるんだけど、長期でない場合、1年未満ということですね。それで、なおかつ100万円以下と以上になっていますよね。それで、特定口座を設けた場合で、長期であるものと長期でないもの、それから100万円を超えているもの、超えていないもの、ちょっとわかりにくいんで、実例を挙げて説明していただけますか。

○議長（河野）税務課長。

○税務課長（畝）長期所有のということですが、これは1年を超えるものが長期として扱われる。これは特定の株式等上場株式でございますが、これは上場株式、特定口座を有する者の株式と普通の上場株式との分けによってそれぞれ税率が違っておりま

す。それと、100万円の控除いう基準でございますが、1,000万円以上のものが100万円、大体平均して1,000万円ぐらいのものの10分の1という形で100万円というのが基準とされております。

○議長（河野）ほかにございませんか。桑原君。

○4番（桑原）いや、そういう意味じゃなくて、100万円の売買、譲渡所得です。100万円以上の場合とそれを満たない場合というふうに書いてあるわけでしょう、これ。しかも、特定口座を設けなかった場合は申告制なんですよ、これは。だから、特定口座を設けた場合であって、長期の場合と長期じゃない場合、今おっしゃったように1年以上持っている場合と持っていない場合と、100万円以上の場合と100万円に満たない場合と、そういうときに、もちろん特定口座を設けている場合です。それを1つの例として挙げてくださいというんです。わかりやすく。これを読んだだけではちょっとわかりにくいでしょう。だから、地方税はどのぐらい取られるのかというのを、計算例みたいな話で挙げていただけませんかということを行っているんです。

○議長（河野）総務部長。

○総務部長（上條）今、現在の税率については資料を持っておりませんが、要するには、1年以上持っておりまして100万円を超えたら課税の特例になると。100万円以下では譲渡所得全額が課税の対象になるということでございます。

○議長（河野）桑原君。

○4番（桑原）後からでも結構です、もう。要するに、言ってること、全然回答になっていませんから。

○議長（河野）田中君。

○16番（佐中）先ほど宮坂議員の方からお尋ねいたしましたけれども、環境整備をするための目的税だという趣旨のことを言われたんですけども、私、入湯税の目的そのものがちょっとよくわからないんです。なぜその入湯税を課さなければならないのか。例えば法律の根拠、自動車を買えば重量税で、それは目的税で道路にすると。今言われるのは環境整備というか、環境に関する。私は全体から見たら、都市計画ということになるんですか、例えば都市計画に関する目的税というのであれば、地域のこともあるし、環境のこともあるし、いろいろそれに関係することが考えられるんですが、環境だけ整備するということになれば、また非常に視野が狭いというような感じを受けるんですが、実際どうなのか、お尋ねをいたします。

それからもう1点は、これがほぼ営業いたしますとかなりの金が入ってくるというように、心配もするしいろいろ思うんですが、例えば今挙げられました例、庄原とか、竹原とかいうのがありましたね、大体年間の収入がどのぐらいあるのか、海田町でどのぐらい想定されているのか、お尋ねいたします。

○議長（河野） 税務課長。

○税務課長（畝） 入湯税でございますけど、入湯税の趣旨としては環境衛生だけではございませんで、その入湯税というのは大体、ぜいたくなものに対する税とかいう、そういう解釈でありまして、今までは閑静でありますような地区に1日に何百人もお客さんが来、そして温泉から出るそういういろいろ、ごみもあります。交通安全対策もある。そういうものに対して、原因者、原因者というたらちょっと大げさかもわからん、その方に対して負担をしていただくという税でございます。ですから、環境衛生とちょっと一概に言いましたけれども、そういうものに対して、1つの原因者に負担をしていただくという、そういう税でございます。

それから、まず最初に、入湯税の海田町の見込みでございますけど、今、予定をしております業者からいろいろお話を聞くところによりますと、大体日に400人ぐらい。それで、今回補正予算にも出しておりますけれども、400人で11月の中旬ぐらいをめぐりにしておりますので、それで日数計算しまして135日、50円で、全員が課税がかかる方ではないと思います。12歳未満もおりますので、そういう方も入れて80%を見込んで、216万を予算を組んでおります。それから各、税額というよりは入湯者で、50円ずつなんですけど、それで掛けていただければわかると思うんですけど、庄原市が日帰りが年間10万人、それで営業日数はほぼ年中無休ですので、それ掛け50円、掛けるやっぱり8割ぐらいと思います。それから、竹原市が日帰りが1万4,000人、ちょっと少なくございます。府中町さんが今、7月にオープンしましたけど、それがすごく多くて、40万近い。府中町さんは1,000万以上の予算を組んでおります。海田町も、年間で試算いたしますと約14万人ぐらいは来るのではないかと予想しております。

○議長（河野） ほかにございせんか。前田君。

○12番（前田） 12番、前田ですが、今の環境ということを含めて、いわゆる排水の処理というか、これは何か聞くところによると、建築確認は出さずに特定業者が自分とこで全部やったということで、町はあんまり建設の許可について関与していないみたいなんで、その辺の汚水、排水の処理の状況をどこらまで掌握されとるかということ。

それと、3ページの中ほどの10番なんですけど、ここに、その書類を1年間保存して3万円以下の罰金と、こういうふうにあるんですが、一般的にこういう文書は5年保存ということと、もう一つは、これの罰則規定がある場合はもうちょっと額が高いと思うんです。それと、この辺が安いんじゃないかということ、期間が短いんじゃないかということ、ちょっとこの辺をどのように考えておられるか。

○議長（河野） 税務課長。

○税務課長（畝） 罰則の方の規定でいきます。この罰則規定は、一応今、総務省の準則に準じておるんですけど、それについて広島地方検察庁の審査を受けております。この条例をする前に罰則規定を条例等でうたう場合は、罰則の定めにある条例の改正については事前協議ということで、広島地方検察庁の検事正の方の審査を受けて、全国的にも3万円、そういうものでその罰則でいっておるんでという説明をしまして、条例案をつけて確認していただいております。差し支えないものということです。

○議長（河野） 建設課長。

○建設課長（児玉） 合併浄化槽を設けて排水をしております。

○議長（河野） ほかに。前田君。

○12番（前田） 単に合併浄化槽ということですが、いろいろ性能もあるわけですが、一応、何%ぐらいで確認しておるんですか。要するに100%というものは当然考えられないわけで、その辺の情報はどうのように聞いておるのか。

○議長（河野） 建設課長。

○建設課長（児玉） 現在、詳しい資料を持っていませんので、後ほど、ちょっと調べてみます。

○議長（河野） 前田君。

○12番（前田） 今に関連して、もう1カ月先から使おうかというのに、何もわかっていないというのはいいかげんなことだと思うんです。それで、一方では環境整備税とかいうことで取ろうか何とか言うておきながら、これは相当トン数、量の汚水、排水があると思うんです。まだ下水処理がされていない、下水道の。そういう整備がされていない、そういうものやるというのに、全くわかっていないということじゃ、ちょっと怠慢じゃろうと思うんです。だから、そういうのは事前にやっとくべきなんよ。今さらになって、そこに手元にあるとかないとかだけじゃなくして、事前にぴちっとやらにゃいかん、そういうものをわからずやるということがいいかげんなもんじゃ、言いたいことが。それを

ちょっと、あわせて警告というか、注意しておく。

○議長（河野）ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第35号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第35号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）異議なしと認めます。よって、第35号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（河野）日程第3、第36号議案、海田町国民年金印紙購入基金の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（加藤）第36号議案、海田町国民年金印紙購入基金の設置及び管理に関する条例を廃止する条例。地方分権により国民年金保険料の徴収が国の事務となったことに伴い、印紙の購入の必要がなくなったため条例を廃止するものでございます。

内容につきましては、担当者から説明をいたします。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（河野）住民課長。

○住民課長（上村）それでは、第36号議案、海田町国民年金印紙購入基金の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定についてご説明申し上げます。

ご承知のとおり、国民年金保険料の納付につきましては、国民年金法第92条の規定により、各被保険者から納付された保険料に対し、その金額に相当する国民年金用の印紙を購入し、国民年金印紙特別検認台紙に張り付けて検認を受けるとした事務処理でありました。このため、本町におきましても昭和39年に地方自治法第241条第1項の規定に基づき、国民年金被保険者の利便を図ることを目的に印紙の集中購買を行うなどのため、海田町国民年金印紙購入基金の設置及び管理に関する条例を制定し、これによって国民年金印紙売りさばき代金の管理運用を図ってまいりました。

しかし、平成14年度からは地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律に基づき、国民年金の保険料の徴収業務が市町村から国に移管し、同時に従来の印紙

による検認事務が廃止され、直接金融機関を通じて保険料を国に納付する方式に改められたことにより、国民年金印紙の売りさばきに関する省令が廃止され、本町で設置していただいている印紙購入基金は役目を終え、必要としなくなりましたので、今回、海田町国民年金印紙購入基金の設置及び管理に関する条例を廃止する条例を提案させていただきましたものでございます。ちなみに、基金の額は500万円であります。なお、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、簡単でございますが説明を終わらせていただきます。

○議長（河野）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより、第36号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第36号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）異議なしと認めます。よって、第36号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（河野）日程第4、第37号議案、海田町国民健康保険条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（加藤）第37号議案、海田町国民健康保険条例等の一部改正について、健康保険法等の一部改正に伴い、海田町国民健康保険条例等の改正を行うものでございます。内容につきましては担当者から説明をいたします。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（河野）住民課長。

○住民課長（上村）それでは、第37号議案、海田町国民健康保険条例等の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

最初に、第1条の海田町国民健康保険条例の一部改正につきましては、今回の健康保険法の一部改正に伴うもので、急速な少子・高齢化の進展により毎年増大する医療保険財政の中で、特に高齢者医療について対象年齢、患者負担等の見直しが図られたものとなっております。具体的には3歳までの乳幼児について新たに区分化がなされ、また、

従来70才からの老人保健医療対象者を75歳までに引き上げられたことにより、70歳から74歳までの被保険者が前期高齢者として社会保険並びに国民健康保険の対象者となり、今年度から5年間をかけて引き上げるといった内容等に伴う中で、療養の給付を受ける際に医療機関等に支払う一部負担金の見直しによる改正を行うものでございます。その内容につきましては、資料7の海田町国民健康保険条例等新旧対照表により、第1条の国民健康保険条例より第4条の重度心身障害者医療支給条例の一部改正について、それぞれの条例についてご説明申し上げます。

まず、第1条の海田町国民健康保険条例について。第4条、一部負担金については、従来の被保険者における一部負担金の割合は、一般被保険者が3割、退職被保険者のうち本人と被扶養者がそれぞれ2割と3割とする3区分であったものが、今回の改正により一般被保険者が4区分となり、従前どおりの退職被保険者を含めた6区分となっております。まず、第1号については、次号から次のページの第6号、退職被保険者の被扶養者に掲げる場合以外については3割の一部負担とするもので、年齢区分では3歳から69歳までとなり、負担割合は従前どおりでございます。第2号は、新たな対応として3歳に達するまでの被保険者で、年齢区分はゼロ歳から2歳までの乳幼児は2割負担となります。また、第3号は、平成14年10月1日以降に70歳に達する被保険者は1割負担となります。第4号は、70歳に達する被保険者のうち法に定めた収入基準を上回る場合については2割を負担割合とするものでございます。次に、次の2ページにまたがっておりますが、第5号は、従前の第2号、退職被保険者本人の関係の条文でございまして、文言の整理による改正でございます。また、第6号は、従前第3号の退職被保険者の被扶養者に関するものであり、先ほどと同じく文言の整理等による改正でございます。内容は特に変わっておりません。

次に、3ページにまたがっております、第2条の海田町ひとり親家庭等医療費支給条例の一部改正についてご説明申し上げます。まず、第4条第3項は、根拠となる健康保険法の改正に伴い条番号が変更するものでございまして、その取り扱いや要件に変更を来たすものではございません。また後半部分では、今回の改正に伴い、県の改正準則に合わせて表現を整理させていただきました。

続いて、3ページの第3条の海田町乳幼児医療費助成条例の一部改正でございます。第7条第1項の改正では、語句の整理をさせていただいております。同条第2項は、根拠となる健康保険法の改正に伴い条番号が変更するものでございまして、その取り扱い

や要件に変更はございません。

続いて、4ページまでに掲げておりますが、第4条、海田町重度心身障害者医療費支給条例の一部改正でございます。第4条第1項の改正では、老人保健法の改正に伴い、老人訪問看護療養費の額の算出方法を規定する条文を改正したものでございます。同条第2項は、根拠となる健康保険法の改正に伴い条番号が変更するものでございまして、その取り扱いや要件に変更はございません。また後半部分では、今回の改正に伴い、県の改正準則に合わせて表現を整理させていただいております。なお、この条例の施行期日は平成14年10月1日からでございます。以上、簡単ですが説明を終わらせていただきます。

○議長（河野）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許しません。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより、第37号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第37号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）異議なしと認めます。よって、第37号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（河野）日程第5、第38号議案、海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（加藤）第38号議案、海田町国民健康保険税条例の一部改正について、地方税法の一部改正に伴い、国民健康保険税の付加算定について、上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除ができるようにする等、所要の改正を行うものでございます。内容につきましては担当者から説明をいたします。どうぞよろしく。

○議長（河野）住民課長。

○住民課長（上村）それでは、第38号議案、海田町国民健康保険税条例の一部改正につきましてご説明申し上げます。今回の改正は、地方税法の一部改正によるものでございます。

まず、第1条の改正につきましては、医療保険制度改革の実施に合わせて、国保税の所得割額の課税ベースとなる所得を個人町民税における所得と整合的なものとなるよう見直すことにより、納税義務者間の税負担の公平性の確保などを図ろうとするものでございます。

具体的には4点の改正でございます。1点目は、給与所得者に上乗せしている特別控除を廃止する。2点目は、青色事業専従者給与及び事業専従者控除の適用。3点目は、公的年金受給者に対して上乗せしている特別控除を廃止する。4点目が、長期譲渡所得等の特別控除の適用といった内容に伴う条文の改正であります。

また、第2条については、市町村民税における上場株式等の譲渡課税に係る所得の金額等に関するもので、2点の改正でございます。1点目は、申告分離課税の一本化に伴い、申告義務が免除される者の範囲を見直すもの。2点目が、上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除規定の創設についてでございます。

それでは、お手元の資料8の海田町国民健康保険税条例新旧対照表、第1条からご説明申し上げます。ご準備いただきたいと思っております。なお、改正条文が長文及び複雑な記述となっております部分を含め、要約してご説明させていただくことをお許しください。

まず、1ページの第3条第1項の国民健康保険の被保険者に係る所得割額であります。従来、地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額等の中に給与所得が含まれている場合、当該給与所得の収入金額から所得税法で規定する給与所得控除を控除し、さらに当該収入金額の100分の5の金額（最高2万円まで）を控除した給与特別控除を廃止するものでございます。なお、個人町民税におきましてはこの給与特別控除はございません。

また、第2項の所得割額の算定において、青色事業専従者給与または事業専従者控除を除くとなっていた条文が、先ほども申し上げましたが、今回の改正により青色事業専従者給与または事業専従者控除が適用となったことで、従来は2項が除かれ、第3項が第2項となっております。これは従来、国保税が世帯主課税主義をとっていたことなどから、町民税における青色専従者給与額及び事業専従者控除額は事業主の必要経費として所得から控除せず、したがって、事業専従者の給与所得にも算入しないもので、所得税法上の規定の適用も例によらないものとされておりましたが、改正により、国保税の所得割の算定においても青色事業専従者給与及び事業専従者控除を適用するというものでございます。

次に、2ページの附則の第2項であります。公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例について、前年中の公的年金等に係る所得について、所得税法第35条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上の被保険者）の控除を受けた場合、当該年金等に係る所得から17万円を控除する、いわゆる公的年金特別控除が今回の改正により廃止するものとなっておりますので、関係条文を改正するものでございます。なお、個人町民税におきましてもこの年金特別控除はございません。

次に、第3項と3ページに掲げております第4項は、長期所有期間が5年を超えるもの及び短期所有期間が5年以下の譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例でございますが、従前、長期・短期譲渡所得について町民税の算定では分離課税が行われることにより、個人の町民税に限って総所得から除外されております。一方、国保税の所得割の算定に当たっては、これらの譲渡所得についても総所得金額に含めて行うもので、その譲渡の態様に応じた特別控除が町民税では適用され、国保税の所得割を算定する場合、譲渡所得の特別控除を控除する前の金額が算定の基礎となっておりますが、今回の改正により、国保税の所得割の算定においてもこの特別控除が適用されるとする内容を明記する条文等となっております。また、3ページから5ページに掲げておりますが、まず、4ページにまたがっております付則第5項の株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例、5ページにまたがっております第7項の商品先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例及び5ページの第8項の土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例については、特段、内容等の見直しによる改正ではございません。それぞれの附則として国民健康保険税の所得割の算定に含まれ、課税の特例に基づき合算するものとして、独立した条文となっております。このため、今回の第3条第1項中、給与特別控除等の廃止に伴い、第3条が改正され、従前、条文中第13条の国民健康保険税の減額に係る総所得等に対する内容は、並行した条文の整理内容となっておりますが、第3条の改正に合わせ、個々の条文として整理がなされた内容となったものでございます。このため、各項の説明については省略させていただきたいと思っております。

次に、6ページからの、海田町国民健康保険税新旧対照表の第2条の海田町国民健康保険税条例の一部改正についてご説明申し上げます。

まず、第14条の国民健康保険税に関する申告書の提出でございますが、株式譲渡益課税については、従来、申告分離課税と源泉分離課税とを選択できるものとなっております

したが、今回の改正により申告分離課税の一本化となり、証券会社に特定口座を設定している個人投資家については、証券会社が毎年1月1日現在所在する市町村へ報告書を作成し提出することにより、町民税の申告を不要とするもの、また個人投資家の前年中の所得について特定口座の上場株式の譲渡に係る所得のみの場合、また株式での譲渡に係る所得と給与所得及び公的年金等の所得の場合に限定した所得については申告書の提出が免除され、国民健康保険税に関する申告も不要にしようとするものでございます。

また、7ページの附則第8項を附則第9項とし、附則第7項を附則第8項とし、附則第6項中、前項を第5項に改め、同項を附則第7項とし、附則第5項の次に、6ページから7ページに掲げておりますが、第6項として上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除に係る国民健康保険税の課税の特例を新たに加えるものでございます。

今回の地方税法の一部改正におきましては、株式譲渡益課税の申告分離課税の一本化とあわせて、譲渡損失の金額が平成15年1月1日以降の譲渡により生じた場合に限り、従来の単年度から損失の生じた翌年以後3年間で処理するとした譲渡損失の繰越控除制度の導入がなされております。このことは、先ほど町税条例の一部改正での説明にもございましたが、国民健康保険税の算定におきましてもこの制度を適用した後の金額を株式等に係る譲渡所得等の金額として合算するために国民健康保険税条例を改正するものでございます。

なお、この条例中第1条の規定は平成14年10月1日から、第2条の規定は平成15年1月1日から施行するものでございます。また、第1条の規定による改正後の海田町国民健康保険税条例の規定は平成15年度以後の国民健康保険税について適用し、平成14年度までの国民健康保険税については、なお従前のおりとするものでございます。また、第2条の規定による改正後の海田町国民健康保険税条例の規定は平成16年度以降の国民健康保険税について適用し、平成15年度分までの国民健康保険税については、なお従前のおりであります。

少し時間をいただきましたが、以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（河野）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許しません。国岡君。

○18番（国岡）今、いろいろこうやって国民健康保険の税金のことで、資料の1ページの所得割の下の方じゃ控除があったのが、今度は控除がないようになったりというような場合があるので、これ、控除がないということになると税金が上がるということですか。

か。ちょっとその1点。それから2ページの、公的年金に係る控除も、やっぱり17万円控除があったものがないようになった。これも税金が上がるということですか。ちょっとそこを、上がるか下がるかひとつ、国保は大変ですから上げるんじゃないじゃが。

○議長（河野）住民課長。

○住民課長（上村）国岡議員の質問に対してご答弁を申し上げます。今の所得の関係の給与所得控除と公的年金の特別控除につきましては、それぞれ今まであったものがなくなるわけでございますので、当然、増税とするような形になります。

○議長（河野）ほかにございませぬか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより、第38号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第38号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませぬか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）異議なしと認めます。よって、第38号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（河野）日程第6、第39号議案、海田町老人医療費助成条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（加藤）第39号議案、海田町老人医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について、老人保健法の一部の改正等に伴い、一部負担金を改める等、所要の改正を行うものでございます。内容につきましては担当者から説明をいたします。どうぞよろしくお願ひします。

○議長（河野）高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（青木）それでは、第39号議案、海田町老人医療費助成条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。資料9の海田町老人医療費助成条例新旧対照表でご説明いたしますので、よろしくお願ひをいたします。

このたびの老人保健法など医療保険各法の改正によりまして、この10月1日から老人保健法による医療受給対象者が70歳以上から75歳以上に引き上げられ、新しく70歳にな

る高齢者は、健康保険法や国民健康保険法など医療保険各法の医療受給対象者となります。医療費の本人負担につきましては、一定以上の所得者を2割に、それ以外の所得者は1割となりますが、医療機関に1カ月間に支払った本人負担額が政令で定めた月額上限額を超えた場合には、超えた額について高額医療費として支給することとなります。このたびの海田町老人医療費助成条例は、これらの老人保健法など医療保険各法の改正などを受けたものでございます。

まず、第3条の改正でございます。この条文は、医療費の助成を受けることができる対象者を満66歳以上の者及び1人で生活を営む満65歳の者と規定し、ただし書きで老人保健法における医療の給付を受ける者を除いておりました。このたびの老人保健法など医療保険各法の改正によりまして、70歳以上の高齢者の医療はこの10月1日から老人保健法による医療受給対象者が70歳以上から75歳以上に引き上げられ、新しく70歳になる高齢者は、健康保険法や国民健康保険法など、医療保険各法の医療対象者とするに改められました。このため、ただし書きを削除いたしまして、新たに第2項として70歳以上の高齢者の医療給付について規定いたしました健康保険法や国民健康保険法など、医療保険各法の関係条文を加えたものでございます。

2ページをお開きください。第4条の見出し、助成金の交付の改正でございますが、現在、医療費の助成はこの第4条の規定により行っております。このたびの改正によりまして、新たに高額医療費の助成に関する条文を加えたため、この第4条の内容をあらゆる医療の給付に対する助成に改めるものでございます。次に、第4条第1項中、「対象者」を「前条に定める者（以下「対象者」という。）」に改正を行いますが、これは字句の整理を行ったものでございます。同じく第4条第1項中「に規定する厚生労働大臣が定める算定方法により算定した額」を「の規定による厚生大臣が定める基準により算定した費用の額に、同法第28条第1項各号に掲げる場合の区分に応じ、同項各号に定める割合を乗じて得た額」に改めますが、この改正は、老人訪問看護療養費の額の算出方法を規定いたしました老人保健法第46条の5の2第4項の条文が改正されたことに伴うものでございます。なお、第1項後段の「この場合において」以降の条文は、このたびの老人保健法の改正により第28条第8項が削られたことに伴う改正でございます。

3ページをお開きください。次に、第4条第3項は、助成金の交付を行う対象者、つまり老人医療受給者の認定要件について規定しておりますが、これまで助成対象者の属する世帯の生計を主として維持する者、もしくは扶養義務者が町民税非課税であること

を要件としておりましたが、このたび、広島県の老人医療費公費負担制度の見直しが図られ、対象者の属する世帯のすべての世帯員が非課税であることを要件とする内容に改めたことに伴い改正するものでございます。第4条第4項の改正は、健康保険法の各項が改めたことにより改正するものでございまして、内容に特に変更はございません。

次に、第6条、第7条、第8条につきましては、それぞれ第6条を第7条に、第7条を第8条に、第8条を第9条に繰り下げるものでございます。また、第6条には高額医療費の助成に関する条文を加えたものでございます。この改正の趣旨は、老人保健法など医療保険法各法の改正に伴い老人医療費助成対象者の一部負担金を改正いたしますが、外来診療で1カ月間に病院で払った総医療費の1割が月額上限額を超えた場合に、超えた額について高額医療費として支給することとなったものでございます。なお、入院の場合におきましても、1割を医療機関の窓口で支払っていただきますが、その額が月額上限額を超えたときには、その超えた額については支払う必要がございません。

この条例の施行期日につきましては、平成14年10月1日から施行するものでございます。経過措置といたしまして、この条例施行の際、現に医療費の助成を受けている者については、改正後の海田町老人医療費助成条例第4条第3項の規定にかかわらず、平成15年7月末までの間はなお従前の例によるとしております。これは、既に対象者に交付している老人医療費受給者証の有効期限が平成15年7月末日となっておりますので、今年の8月から9月末までに受給資格を認定された方は、平成15年7月末日までの有効期限までは助成を引き続き行うというものでございます。また、この条例の施行日前に受けた医療に係るこの条例による改正前に海田町老人医療費助成条例による医療費の助成については、なお従前の例によるものとしてでございます。以上で説明を終わります。

○議長（河野）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許しません。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより、第39号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第39号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）異議なしと認めます。よって、第39号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（河野）日程第7、第40号議案、平成14年度海田町一般会計補正予算を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（加藤）第40号議案、平成14年度海田町一般会計補正予算（第2号）。平成14年度海田町一般会計補正予算（第2号）は、（仮称）海田町福祉センター実施設計委託及び町道6号線道路改良工事に伴う経費等の増額の予算措置が必要となりましたので、歳入歳出それぞれ1億1,166万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ87億7,014万3,000円とするものでございます。内容につきましては担当者から説明をいたします。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（河野）財政課長。

○財政課長（内田）それでは、平成14年度海田町一般会計補正予算（第2号）につきましてご説明いたします。歳入歳出予算の補正につきましては、お手元にお配りしております資料10の平成14年度補正予算事項別明細書に従いまして、歳出の方からご説明をいたします。

まず、4ページの方をお開きください。最初に、人件費関係の補正についてご説明いたします。人件費関係の補正の内容でございますが、本年4月の人事異動や新規採用職員の配置、職員の派遣などが67名。また8月の人事異動5名などにより、年度当初と比較して職員が増となった課、町民センター、監理課であります。逆に職員が減となった課、つくも保育所、都市整備課、海田西中学校、社会教育課であります。減員となった課が生じたことや33名の昇任等により、各費目において当初予算に対する執行見込額に過不足が生ずることとなりました。また、職員の死去や職員の県の土地開発公社への派遣に伴い、当初予算から執行が見込まれない予算の減額をする必要も生じてまいりました。このため、これらに関する費目の給料、職員手当等、共済費などにつきましては、人件費関係の過不足を補うため予算の組替えを行うものであります。

それではまず、議会費の給料、職員手当等及び共済費でございますが、人事異動に伴うものであります。なお、総務費以下の人件費関係の補正に関しましても同様でございます。

次に、総務費の企画費の負担金補助及び交付金でございますが、日米草の根交流サミット広島大会海田分科会開催に伴い、ホームステイの受け入れにより各種行事が実施さ

れるため、海田町国際交流協会への補助金として55万3,000円を増額するものでございます。コミュニティ推進費の負担金補助及び交付金につきましては、浜角、蟹原の各自治会館について、下水道接続に伴う改修工事に対しまして、コミュニティづくり推進事業補助金として41万9,000円を増額するものでございます。

5 ページにつきましては、人事異動等に伴う人件費関係の増減でございます。

6 ページをお願いいたします。6 ページの統計調査費の報酬、旅費、需用費及び役務費につきましては、全国物価統計調査の実施に伴い、調査員報酬として6万7,000円、旅費として4,000円、調査員用事務用品の消耗品として5万円。通信運搬費として9,000円、それぞれ増額するものでございます。

7 ページに移りまして、民生費の老人福祉センター費の旅費でございますが、(仮称)海田町老人福祉センターの建設に当たり、職員を先進地施設の視察に派遣するため16万4,000円を増額するものでございます。委託料につきましても、同じく(仮称)海田町福祉センター建設に係る実施設計委託料として3,250万円を増額するものでございます。

心身障害者福祉費の委託料につきましては、身体障害者更生援護施設入所の方の1名の増による措置委託料として336万5,000円、また進行性筋萎縮症者施設入所の方につきましても1名増加したことに伴い、措置委託料として398万4,000円、合わせて734万9,000円を増額するものでございます。

福祉医療費の需用費につきましては老人保健法等の改正に伴い、医療制度をお知らせする新たなパンフレット購入などのための消耗品費23万7,000円、各種申請書等の様式を作成するための印刷製本費26万9,000円、計50万6,000円を増額するものでございます。役務費につきましても、老人保健法の改正に伴い新受給者証を送付することになりますので、郵送料として48万6,000円を増額するものでございます。委託料につきましても、老人保健法等の改正により電算システムのプログラム改修が必要となりましたので、104万円を増額するものでございます。

次に、8 ページから10ページにつきましては、人事異動に伴う人件費関係の増減でございます。

11ページをお願いいたします。11ページの土木費の道路新設改良費の公有財産購入費及び補償補填及び賠償金でございますが、用地交渉の成立等により、町道6号線ほかの道路用地購入費2,371万6,000円と、工事施工に伴う物件移転等の補償費3,191万3,000円を増額するものでございます。

12ページに移りまして、公園費の共済費のうち労働保険料につきましては、平成14年4月からの厚生年金保険の加入年齢の延長に伴い、労働保険料に不足を生ずるため27万円2,000円を増額するものでございます。委託料につきましては、海田総合公園（仮称）第2駐車場、約100台分を整備するための詳細設計業務の委託料として315万円を増額するものでございます。

13ページに移りまして、教育費の私立学校振興費の負担金補助及び交付金でございますが、私立幼稚園就園奨励費について、対象者人数が当初見込みよりも34人増加したこと及び補助限度額単価の変更により386万6,000円を増額するものでございます。

14ページに移りまして、教育振興費の備品購入費につきましては、海田西小学校に障害児学級を新設したことにより、教育振興用備品を整備するため25万円を増額するものでございます。

学校給食費の共済費のうち労働保険料につきましては、海田小学校の栄養士が産休、育児休暇を取得するため、代替臨時職員を雇用することに伴う労働保険料として9万3,000円を増額するものでございます。賃金につきましても、共済費でご説明しましたとおり、海田小学校の臨時職員を雇用するための賃金65万6,000円を増額するものでございます。備品購入費につきましては、海田西小学校のガス回転釜、海田南小学校の食缶消毒保管庫、衣類乾燥機がいずれも修理不能で新規購入するため、196万7,000円増額するものでございます。

15ページに移りまして、学校管理費の負担金補助及び交付金につきましては、海田中学校の生徒を、吹奏楽コンクールをはじめとする各種大会に派遣する補助金として461万9,000円を増額するものでございます。青少年育成費の需用費につきましては、青少年育成の観点から、町全体であいさつ運動を展開するための啓発用品として、全世帯に配付するステッカー、町公用車用のマグネットシート、各種イベントで配布するポケットティッシュ等作成等のための90万7,000円を増額するものでございます。

16ページに移りまして、保健体育総務費の報償費及び需用費につきましては、町と町教育委員会の主催により開催するキッズ柔道教室の講師等謝礼として10万円、指導員の食糧費として1万1,000円、それぞれ増額するものでございます。また、役務費につきましても同様に、キッズ柔道教室の開催に伴う柔道着送料として2万8,000円、参加者の傷害保険料として2万円、柔道着のクリーニング代として5万円、計9万8,000円を増額するものでございます。

続きまして、歳入についてご説明をいたします。1ページをお開きください。町税の入湯税の現年課税分でございますが、11月に寺迫2丁目にオープン予定の温泉施設につきまして新たに入湯税を課税することとなるため、216万円を計上するものでございます。

分担金及び負担金の民生費負担金の障害者福祉費負担金でございますが、先に歳出でご説明しました身体障害者の方の更生援護施設新規入所者が1名増加したことに伴い、措置費の個人負担金及び扶養義務者負担金として39万円を、また進行性筋萎縮症者の方につきましても新規入所が1名増加しましたので、措置費の個人負担金22万4,000円、合計61万4,000円を増額するものでございます。

国庫支出金の民生費国庫負担金の身体障害者福祉負担金でございますが、これにつきましても歳出でご説明いたしましたとおり、身体障害者の方の更生援護施設入所に伴い148万6,000円を増額するものでございます。

教育費国庫補助金の教育費補助金につきましても、私立幼稚園の就園奨励費につきまして106万9,000円を、また海田西小学校における障害児学級を新設したことに伴う教育振興用予備費の整備につきまして11万3,000円、合計118万2,000円を増額するものでございます。

2ページに移りまして、県支出金の民生費負担金の身体障害者福祉費負担金でございますが、国庫支出金と同様に、身体障害者の方の更生援護施設入所に伴い74万3,000円を増額するものでございます。

民生費補助金の社会福祉費補助金につきましては、同じく進行性筋萎縮症者の方の入所に伴い281万9,000円を増額するものでございます。

総務費委託金の統計調査費につきまして、全国物価統計調査の実施に伴う費用が全額県委託金により負担されますので、13万円を増額するものでございます。

繰越金でございますが、平成13年度からの繰越金のうち4,905万4,000円を増額するものでございます。

3ページに移りまして、諸収入の雑入でございますが、公用車による物損事故に伴い、損害賠償金に係る保険金として7万3,000円を増額するものでございます。

町債の民生債の福祉施設整備事業債でございますが、歳出でご説明いたしました（仮称）海田町福祉センター建設事業の実施設計委託につきまして75%が起債対象となりますので、その額2,430万円を計上するものでございます。

土木債の道路整備事業債につきましては、道路改良事業のうち町道6号線分につきま

して90%が起債対象となりますので、2,680万円を増額するものでございます。公園整備事業債につきましては、海田総合公園駐車場の詳細設計業務につきましては75%が起債対象となりますので、230万円を増額するものでございます。以上で事項別明細書の説明を終わります。

次に、第40号議案により議案の説明をいたします。歳入歳出予算の補正でございますが、先にご説明いたしました各項目を合計いたしますと、歳入歳出それぞれ1億1,166万1,000円を増額となり、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ87億7,014万3,000円となります。

次に、6ページから7ページにかけましての第2表、地方債補正についてご説明いたします。ここにお示ししておりますように、追加を1件、変更2件、合わせて3件を計上しております。内容につきましては、歳入のところの説明をいたしましたので、省略させていただきます。

以上で、平成14年度海田町一般会計補正予算（第2号）の説明を終わります。

○議長（河野）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。堀間君。

○7番（堀間）7番、堀間です。3ページの雑入のところ7万3,000円、これは保険金が入ってきたとおっしゃいましたね、事故で。公用車は、でも6万9,000円幾ら、やはり保険金がおけるとおっしゃいましたけど、その費用はどこに上がっているんですか。

○議長（河野）総務課長。

○総務課長（久保）自損の場合は、直接保険屋の方から業者の方へ支払いがなされます。

○議長（河野）ほかにございませんか。西山君。

○8番（西山）3点質問いたします。

1点は、4ページの企画費、日米草の根交流サミット海田町分科会補助金ですが、この交流サミットは前年度予定されておりました、テロが急遽起こりまして中止になったという経緯があります。前年度の平成13年度の決算説明書においてちゃんと21万5,000円という決算額が出ておりますが、去年は行われなかったにもかかわらず出ているわけですが、今年度は行われるのが、じゃ、これはいつ、何月何日に行われて、海田町にはどれだけの交流メンバーが入っての分科会を行われるんでしょうか。

2点目は、7ページの役務費の老人保健法が変わってのお知らせのための通信費48万6,000円ですけれども、対象人数は何人になるんでしょう。それと、印刷をされる字は大

きい文字で印刷製本される予定なのかということ、2点目です。

3点目は、13ページの私学学校振興費の補助金及び交付金なんですけども、386万6,000円増で、対象人数は34人で、これは対象人口増と制度を変えましたということでしたが、これはずっと私、広島市と海田町との制度が違ってるので、質問させていただいた経緯があるんですけど、広島市の制度に合わされたのか、そのための変更の金額なのかというこの3点、質問いたします。

○議長（河野）企画課長。

○企画課長（永海）日米草の根交流サミットの海田分科会の開催日でございますけれども、10月の11、12、13の3日間でございます。それから、米国からの参加者は15名でございます。

○議長（河野）高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（青木）それでは、ご質問2点目の、福祉医療費の通信運搬費でございますが、老人保健対象者数、これは8月末現在で2,685人でございます。それと、印刷でございますが、消耗品費の方で老人保健法等の改正に伴うパンフレット、これを今回の老人保健の改正に伴う受給者証の送付にあわせてお送りさせていただきますけれども、この改正パンフレットにつきましては、市販の一番高齢者にとって見やすいんじゃないかなろうかというのを選んで、できるだけご要望のありました字も見やすいのを選んでまいりたいと考えております。

○議長（河野）学校教育課長。

○学校教育課長（河原）私立幼稚園の補助でございます。広島市との比較ということですが、海田町では国の補助基準を適用しておりまして、広島市のような上乘せはしておりません。そうした第1子、第2子、第3子という枠と、それから所得の基準によりまして補助限度額の定めがございまして、それに従いまして当初予定しておりました私立幼稚園の通園者数の見込みが実際34名ほど上回りましたので、その額を補正したものでございます。

○議長（河野）ほかにございませんか。佐中君。

○16番（佐中）民生費の中の老人福祉センター実施計画の委託料が載っておるわけですが、この前、全員協議会の中で、3階の方にプールを建設するという構想がありますけれども、私は、3階の方にプールを建設すれば、かなりのそういう耐久をするために、工事の基礎全体から費用はかかるんじゃないかという、3階に本当にプールが必要なん

かというような、もっと1階でもいいような気がするし、また隣に併設をしてというような考えもあるんですが、この設計委託に関わってもう一度見直しが必要だと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（河野）高齡福祉課長。

○高齡福祉課長（青木）まず、プールを3階に上げた1つの理由といたしましては、これは、例えばプールの下部工がございますので、1階に置けば駐車場の面積が狭くなるというようなこともございまして3階に上げたということがございます。それで、駐車場を、先般図でお示ししましたようにいっぱいとってきたということで、それに、3階に上げた分だけ、多少、当然基礎工事というのは経費がかかりますけれども、十分に3階に上げて大丈夫であるというような設計にはしております。

○議長（河野）崎本君。

○10番（崎本）私も今の意見に若干あれですが、水の関係を、普段でも上へ持って上がったら、水漏れとか、いろいろな原因になりますわね。なぜ3階へ持って上がらなければならないかと。私は1階へやって、駐車場、駐車場と言われますが、あの近所には海田の土地があって、シルバーに貸している土地もありますし、それで別に駐車場を向こうへ回して、ある程度足らずのところはあそこへ回して、あそこから歩いて来てもらうでもええし、若干そりゃ、耐えられるようには設計してやられるんじやが、耐えるように設計せんかったら何もあかんよ。違法なあれじゃ。ほいで、ものすごい割高ですよ。おたくらは、口で言うのはみやすいようなことを言うてるんですが、ものすごい割高なんですよ。後の補修費もものすごい要りますよ。そういうことを想定、ただかっこがええ、見てくれがええ、そういう問題じゃないんです。持久性とか、後の補修費用とか、いろいろ考えた場合は、駐車場をあっち側へしてでも、人がやるような方向をとった方がええんじゃないですか。ちょっと変わったことをやってみたい、どうのこうのの発想かどうかは知りませんが。普通の人考えても、水回りを上へ持って上がったら絶対、雨漏りの、水漏れの原因になりますよ。後の補修や何じゃかんじゃ、地震対策や何じゃかんじゃやったら、もうこれ、全然こういう発想はだめですよ。それに莫大な金をかけて。ほいと、この前私言ったように、建坪の平米数がどうのこうのって庭園つくって、それを3階まで、あれを、20畳か何ぼか空っぽにして、ああいう設計の見直しが随分あります。それを見直す考えがありますか、ありませんか。なかったらこれだめですよ。

○議長（河野）高齡福祉課長。

○高齢福祉課長（青木）まず1点目、駐車場の件でございます。駐車場を現在のシルバー人材センターに貸与しておる東6を活用してどうかというようなご提案でございますけれども、これにつきましては今、東6町営住宅跡地、実際に監理しておる監理課でございますが、ここのこれからの利活用、これからどうするのかというような計画もあるというふうにお聞きしておりますし、またこれからどうするかということもまた今後、私ども福祉保健部と協議してまいりたいというふうに考えます。それと、見直しの件でございますけれども、先般、全員協議会で様々なご意見を賜りました。そういったご意見の中でできるものにつきましては、実施設計の中で検討しながら最大考慮して考えていきたいというふうに考えております。

○議長（河野）崎本君。

○10番（崎本）済みません、監理課の方にちょっと聞いてみます。あの場所を将来何かに使う検討しておられると、目的があると。何に使われるか、ちょっと目的を。

○議長（河野）監理課長。

○監理課長（因幡）現在検討しておりますのは、一応、公園ということで優先的に考えておるところでございます。

○議長（河野）崎本君。

○10番（崎本）あの隣に公園があつて、あの消防庫があつて、あれ一帯を皆公園にするという考えですか。

○議長（河野）監理課長。

○監理課長（因幡）今回の福祉センターの建設に当たりまして、現在の日の出公園を細く長くするということの補完の意味もありまして、今の東6住宅の跡地を、今現在シルバーに貸しておりますが、それを、現在のところ今の防災的な基地とあわせて、公園ということで現在検討を進めております。

○議長（河野）ほかにございせんか。桑原君。

○4番（桑原）今の、7ページの老人福祉センターの委託料のことなんですけれども、8月5日に、確か全員協議会でかなりの意見が出ました。それで、今の説明を聞きますと、全員協議会で出た意見は盛り込まれたのかどうか。その盛り込まれたのかどうか、素人でよくわかりませんが、設計料はそれによって全然変更しないでもいいんですか、これ。盛り込まない状態で、そんなことは関係なしにこの3,250万が決められてて、今、プールの話とか、いろんな基本的な設計が変更するかどうかというのは考えておられるんでし

ようけど、それが変更されても、設計料はこの予算を超えるようなことはないんですね。

○議長（河野）高齡福祉課長。

○高齡福祉課長（青木）先般、様々なご意見をいただいて、それを実施設計の中で検討させていただくと、先般も全協のときにご答弁申し上げましたとおり、現在の3,250万、これにつきましては、先般お示ししました基本的な設計にかかわって、これを実施に移すというところの予算額でございまして、この実施設計を行う中で、先般ご意見が出ましたものにつきまして、法制面から見ていろいろな角度から検討しながら、できるものであればそれに盛り込んでいくというようなことを考えておるところでございまして。

○議長（河野）桑原君。

○4番（桑原）いやいや、それは今おっしゃったと、前からそうおっしゃっているからいいんだけど。意見を取り入れるんですか、まず。わかりやすく言いますと、意見を取り入れるんですかと。取り入れて基本的な大きな設計が変動した場合に、この金額でできるんですかというのを今聞いてるんです。

○議長（河野）福祉保健部長。

○福祉保健部長（富田）前回、全協で説明をさせていただいたわけですが、今、私どもの事務方でこういうご提案をして、全協で説明をさせていただいたということの中で、基本的な仕様、1、2、3の仕様等については、この基本的な計画で進めさせていただきたい。それから、今課長が申しましたように、全協でいただいた意見、今日またご意見をいただければそうですけれども、その中で基本的なスタンスにかかわる以外のいろいろなご意見がございましたので、そこらの中で実施設計に生かせるべきものがある、あるいはご意見を尊重しながら、やはりこれの方がというふうなことであるならば、それを取り入れながら実施設計に当たっていきたいというふうにご理解をいただきたいと思います。

○議長（河野）桑原君。

○4番（桑原）何遍も同じようなことを言うんです。それはわかってるんですよ。だから、まず、随分出ましたよ、この前。今のプールの話も出ました。とにかく、かなり出たでしょう。それは出しっ放しでもう全然見ないわけですかというのがまず1点。実施、実施とおっしゃるけど、とにかく全員協議会を開いて意見を言わしといて、その後どうなったのかもはっきりしないままここに計上されたということなんです。今、検討しますよとおっしゃって、検討するんなら変えるのか変えないのかということが将来残ってるわ

けでしょう。そういう状況でも、もし変えた場合にこの設計料でいくんですかというのを心配しているわけです。全然質問の趣旨がわかってないで実施設計でいかしてもらいますなんて言われても、答えにならないでしょう。変えたらこれでいくんですかということなんですよ。

○議長（河野）高齡福祉課長。

○高齡福祉課長（青木）設計金額の変更が起こりうる可能性はどうかという話でございますが、先般ご意見が出ました中には、構造的な問題であるとか、あるいは間取りの問題、あるいは部分的な修正というようなことが出てまいりました。そうした中で、現在予算を組んでおりますのは、先般ご説明した内容で実施設計の経費を積算しておりますけれども、今ご指摘のように、例えばそのプールが3階から1階に下ろすであるとかいうような、例えば構造的な問題等が起こってくるならば、これは当然金額が動いてくると、実施設計経費が動いてくるという可能性は十分に考えられるというふうに考えられます。

○議長（河野）佐中君。

○16番（佐中）今までの説明を聞きますと、可能性があるようなないような、そういう答弁です。私は、プールを3階というのは、非常に単価がつくし、崎本さんがさっき言われたように。その説明の中で、今の東の6にあった町営住宅の跡地、これが公園になされるということが将来あるわけですが、今、福祉センターを建設する全員協議会の説明の中では、隣の土地を購入して、あそこも公園をつくるというのがありました。2つ同じようなところに公園をつくるというのも、避難場所として1カ所はあるでしょうけれども、もう1カ所は余りにも利用度がないというか、目的が余りないような気がするんです。ですから、2つの公園を考えておられるのなら、今のプールについて再検討する必要が私はあるのではないかというように思うんですけども、いかがですか。

○議長（河野）企画課長。

○企画課長（永海）今の東6住宅の跡地の利活用の件でございますけれども、現在、公共施設の利活用検討委員会で検討しておるところで、今監理課長が申しましたのは、公園も1つの利用方法として候補に上がっておるところで、まだ実際の利用方法は、具体的利用方法はまだ固まっておりません。今、検討段階でございます。

○議長（河野）ほかにございませんか。斎木君。

○6番（斎木）私は素人だから、技術的に3階がええかということは、私も給食設備をやって、実際、鉄板敷いたり、防水しても、どうしても水漏れが起こるんです。また補修

が要るんです。これだけの、少数か全員か知らんが、議員さんの意見ですから、全員協議会が済んどっても、再検討するというのは当然じゃないかと思う。それを再度、町長さん言うときます。あんたらどこへ、海田町のもんばっかりじゃわからんし、やめてくんだから。我々議員もどうなるやらわからん。やめた後、さいならで、どうでもええというような気がしますから、再検討ぐらいは。あんたら、皆海田町じゃあるまいで。そういうふうには再検討ということが声があるんだから、当然すべきだと思う。以上。

○議長（河野）崎本君。

○10番（崎本）私、さっき因幡さんの言われたことで、あそこのシルバーのところを公園にして避難場所にする言われますが、今の今度建てようか、隣が公園ですよ、あそこの避難場所の方がよっぽど安全ですよ。それは言い訳ですよ。隣のマンションは古くて、中も何も壊れかけてますよ。耐震の地震なんかでは多分4か何ぼしかありやしませんよ。それを、言い訳かどうかしらんが、あそこを避難場所にするじゃ、どうのこうの。町民の命を何じゃと考えるとるんね。ちゃんと物事を調査してから物事言わんかったら、あのシャトーか何かちゅうマンションは何年たちよる、築二十何年、25年か何ぼたってますよ。売り出したって400万か何ぼのマンションを、その下を何が避難場所ですか。ええかげんなことを言うちゃ困ります。ずっと今建てる隣の公園の方がよっぽど安全じゃないですか。そうじゃないんですか。初めてそういうあそこを公園にして避難場所やなんて聞きましたが。

それから、全員協議会でいろいろな指摘があったと、対処する分は対処する言われましたが、どこをどういうふうには、ほんじゃ、対処するんですか。その明確な答弁がもらえんかったら、この予算を通したら認めたと一緒にですよ。そうじゃないんですか。できるところはどのようの、どこからどこまで、ほんじゃ、皆さんの意見を酌まれますと、約束しますと、できるところはやります、できんところはやりませんいうたら、答弁なっちゃへんでしょうが。ほで、これ認めてくれいうたら、これ認めたと一緒にですよ。そうじゃないんですか。もうちょっと、議員が提案したことを真剣にやって、真剣な答弁をしてください。そうじゃないんですか。いろいろな提案して、検討した結果、これはこういうふうに対処するような方向に決まりましたとか、何にもそれがなしに、対処できるところは対処して、できんところはできんのやからこれ認めえと、設計認めえと、そういうやり方がありますか。ほうやったら駐車場がどのようの、駐車場こっちに持っていけいうたら、あっちは公園にするじゃ、公園にするなんて初めて聞きましたよ。

避難場所だ、あそこを避難場所で適切なところか調査も何にもせんと。そういうこと軽がる、この議場でええかげんなことを言うて逃げようか思ったってそうはいきませんよ。町長、どこからどこまで、ほんじゃ、ちょっと直しますか。皆さん議員が一生懸命、ここはだめじゃないですか、こういうふうにせないけんのじゃないですか、全員協議会でわざわざ言うて。ほんじゃ、どんだけ対処、それに対してどんだけ執行部が相談して、どこからどこまでは対処して、考えて、こんだけの結論が出たから予算を出そうと思われましたか。町長、どのぐらい相談されたか、ちょっと発表してくださいや。どんだけ検討したか。議員の言うことをどこまで検討して。そうじゃなかったら、これ認めたら、全員協議会で言うたことも何にもあんだ、何にもなりませんよ。これ、認めたら認めたと一緒ですから。どうですか。両方ありますよ。

○議長（河野）暫時休憩します。再開は追って連絡します。

~~~~~○~~~~~

午前10時47分 休憩

午前11時11分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（河野）休憩前に引き続き本会議を再開いたします。第40号議案、平成14年度一般会計補正予算を続行いたします。崎本君の質疑に対する答弁から始めます。高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（青木）それではまず、8月5日に開かれました全員協議会におきまして様々な意見が出た部分の検討経緯でございますけれども、施設の整備にかかわって、主な部分についてご答弁を申し上げます。

まず、部屋の構成でございますが、例えば2階にあるボランティア教室を1階に移したらどうだろうかというような問題がございました。これについては可能であるというふうに判断をしております。また、1階の多目的ホールに舞台の設置はどうかということで、組み立て方式でもできるんじゃないかというようなご提案がございました。これに対しましては、今のような時代でございます、広く使うという観点から、例えばせり上がり式の舞台を導入できるんじゃないかということでも検討をしてみたいというふうに考えております。そして、耐震のために建物にジョイントを入れたらどうかということにつきましても、これも当然可能であるというふうに判断をしております。次に、ソーラーシステムの導入でございますが、ソーラーシステムにつきましても、これは全館

の分を賄うことは難しいかも知れませんが、部分的に、例えばプールの分であるとかというような部分については可能であるというふうに判断をしております。また、駐車場が狭いので、公園部分の地下にも掘り込んで駐車場を設置してはどうだろうかというご提案がございました。これにつきましては、ご承知のように隣接地はマンションがたくさん、あるいは一戸建てが建っております。そこの兼ね合いがございますので、これについては少し実施設計の中で検討を要する必要があるのではなかろうかというふうに考えております。また、1階の庭がございました。これについてはもったいないんじゃないかというようなご指摘がございました。これについては、建ぺい率の問題であるとかいろいろあるというようにご答弁申し上げましたが、これにつきましても、実施設計の中でどうできるかというような構造上の問題がございますので、実施設計の中で検討を加えていきたいというふうに考えております。また、今回出ましたプールにつきまして、3階部分にあるのを1階に移した方が、水回り、あるいは管理面からよいじゃないかというようなご提案がございました。これにつきましては、構造上等の問題がございますので、皆様のご意見を最大考慮しながら、3階から1階に移すということについても実施設計の中で十分検討してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（河野） 監理課長。

○監理課長（因幡） 東6住宅の件でございますが、先ほど企画課長が申しましたとおり、ちょっと確定的に申し上げた点があったかと思いますが、1つの案として公園とか水防というような案が出ておるといいうことで、まだ確定している状態ではありませんので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（河野） 佐中君。

○16番（佐中） 私はこれまで、大きく構えた福祉センター、その中に障害者の対策をぜひ入れてほしいということ、重ねて一般質問なりいろんな発言の中で、それをとらえてきてしております。特に8月5日についても、障害者の施設を十分盛り込んだ、そういう施設をしてほしいというのを強調したのにもかかわらず、全く検討がなされていないことはどういうことなのか。その説明を求めます。

○議長（河野） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（富田） そのときにもご説明をしておると思っておりますが、この施設について、広域的には安芸区の総合福祉センターの中に障害者の施設がある。それで、今回の施設

については、特に障害者の施設は機能として、ソフトとしては自由な発想でいろんな施設ができる。ですから、機能バリアフリー、あるいはそういういろんな面で使えるような機能にさせていただきたい。特に障害者に特化した施設については今考えておりませんと、こういうふうなご説明をさせていただいたと思っておりますので、その考えを今、踏襲をさせていただいておるといことです。

○議長（河野）中岡君。

○17番（中岡）全員協議会の中で話をしたことが、今、高齢福祉課長から出ました。非常に結構なことだと思いますけれども、私が申しあげました海田町の老人クラブ連合会のいわゆる拠点である事務局が、今、福祉課長は十分ご承知だと思いますけれども、現在の事務局というのは老人クラブ連合会活動の拠点になっております。ところが、新しく今計画されている図面の中には、そういった事務局的なものがとれるようなスペースがないというのでお話をした記憶がございますけれども、今の課長の話の中ではそういったものが全然含まれておりませんので、ぜひこれは、合併をしても、いわゆる老人クラブが安芸区の管轄になるだけであって、海田町独自の老人クラブの活動というのは変わらないわけがございますから、そういう意味で、ぜひ拠点である事務局のスペースをとっていただきたいということをお願いしておったんですけれども、いかがでございますか。

○議長（河野）福祉保健部長。

○福祉保健部長（富田）確かに、老人クラブ連合会が市の連合会、区老連というふうなものに包含されますので、組織体の経過からすれば、海田町の連合会長さんとも先日お話をしておりますけれども、町連合会というのが連合組織として存在するかどうかというふうな問題が出てくるということで、確かにそのときにもお話ししたと思うんですが、確かに老人福祉センターの1室を使っただいて、町の連合会の活性化なり、活動の拠点になっているということは、非常に我々の方も重要事項として受けとめております。この施設の管理運営を、いずれにしても建設後、計画で行けば市に引き継いでいくということになります。そこら辺のところはまだはっきりとした、我々の方がこのスペースをというふうなところまで確認できかねるところがございますので、今あえて報告にはなかったわけがございますが、活動体として私らの方も非常に貴重な拠点だというふうには考えております。できればすり合わせの中で、そういうことが可能であればというふうなことも含めて、すり合わせ、検討事項とさせていただいたらというふうに思ってい

ます。

○議長（河野）ほかにございませんか。西田君。

○2番（西田）先ほどの回答の中にソーラーシステムの導入というのが、私、一応要望を出しておりました内容だと思いますが、検討されているということで一応理解はしておるんですが、前に、インテリジェントエコスクールというような形のもので質問されてもらったんですが、大きな公共施設に関しては、そういったエネルギーとか、今回一般質問させてもらいました雨水の利用とか、こういったものが有効的に利用できる場所なんですね。今回は、特にその中にプールが入っております。プール部分のオーバーフローの水に関しても、水洗用トイレ、これは多くの人数が来られますから、トイレにおける水の使用量というのはかなりあると思います。そういう意味からしても非常に有効に利用できるようなシステムだと思しますので、そういった雨水の利用。もしくはプールに関するオーバーフローの水をできるだけ有効活用していただきたいようなシステムをこの中に盛り込んでいただきたいなと思っております。その点について回答をお願いします。

○議長（河野）高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（青木）今ご提案いただきましたご意見につきましては、水の再利用等にかかわりますので、これはどの程度までそれに配慮できるかどうかというのは今の段階でははっきり申し上げられませんので、それも含めまして検討を含めていきたいというふうに考えております。

○議長（河野）田中君。

○15番（田中）15番、田中でございます。先ほど休憩をとりましたのは、質疑の中でプールをつくるのかつくらないのかというのも議論に入ってしまったと思うんです。だから、プールは3階に置くのか置かないのか。それと、今の西田議員が質疑をされた中は、もう今度はプールをつくるものとしての今の質疑になっています。だから、どちらにされるんですか。だから、つくることとして設計委託されるのか、それとも変更をする予定の中でのまた考え方をされるのか、その回答がなかったように思うんですが。

○議長（河野）高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（青木）私ども、先般ご説明申し上げましたように、原案どおりプールをつくるという方向で考えております。ぜひお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（河野）齋木君。

○6番（齋木）関連ですが、やはり今の、副議長がわざわざ質問されたように、私が聞いとる範囲以外には阿戸なり中野なり、区老連があって、会長は岡埜さんという人ですが、各地区のやっぱりよりどころの事務所というか、事務局といいますか、海田町の将来合併したときの。これは、私は区ごとの活動がかなりなされておって、そういうところは要るから、なるべく重要検討課題として要望しておきますので、お願いしたいと。

○議長（河野）中岡君。

○17番（中岡）私は、プールの件で一言ご提案をしておきたいんですけども、3階のプール、非常に効率が悪いというような話が出ておりますけれども、むしろ今、屋上へプールをつくるというのは珍しくないわけで、むしろ屋上へプールをつくってドーム型にして、いわゆる1年じゅう温水のような形でプールが使えるというのはどこでもやっていることなんです。ですから、3階にプールをつくらずに1階へおろすということよりは、むしろ屋上へ上げてドーム型にして、1年じゅう温水の中で泳げるというようなことを考えられたらどうか。同じ検討をするのならその方がええのではないかというふうに思いますので、1つ提案をしておきます。

○議長（河野）崎本君。

○10番（崎本）私はちょっとしつこいもんじゃけん、先ほどこういうことも視野に入れてと言われました何項目かありますね。言われたことを、ちょっと済みませんが、私頭が悪いもんじゃけん、コピーをお願いします。よろしくをお願いします。

○議長（河野）じゃ、私の方から頼んでおきます。ほかにございませんか。齋木君。

○6番（齋木）齋木です。海田町は本会議制ですからこういう会議でやるんですが、やっぱり厚生関係の委員会で細かいことは論議していただきたいと、こういう全体会の定例会の意見を。それを1つ要望します、議長に。

○議長（河野）桑原君。

○4番（桑原）今、実施設計という言葉の意味なんですけど、プールが3階から1階におりたら設計料が変わるかもわからん、変わるでしょうという回答があったですね。それで、実施設計というのは変わってもこの範囲内でやるという意味なんです。それと、いろいろ今から検討なさる点があるわけですね、部長も課長もそう言った。今からそういうこと、全員協議会でやったことをいろいろ考慮して検討してとおっしゃっているわけでしょう。もう決定したわけじゃないんでしょう。その辺がはっきりしないんだよね。

それでこれが通っちゃったら、この範囲内でやるということの意味しているわけ。その我々の意見をこの前延々とやった結果が、今からまだ考慮に入れてやりますと言っているわけでしょう、今の回答では。それでは、この中でやるという意味ですか、実施設計の範囲内だと盛んにおっしゃっているのは。それがまず1点。それでもし、それができちゃったのが、我々が言った意見をそのまま反映されているかどうかというのは確かめなくて、もうすぐ建築に入っちゃった場合は、なし崩しにもう行っちゃうわけですね。その辺どうなんですか。設計図はこういうようになりましたというので、実際に本建築に入る前に示して、これはやっぱりおかしいじゃないか、全然考えてないじゃないかというような部分が出た場合、設計料はいいんだけど、今度は建築の場合にいろいろ建築費は変わってくるわけでしょう。その辺、どう理解していいのか、この時点で。

○議長（河野）福祉保健部長。

○福祉保健部長（富田）先ほど課長が申しました検討事項の中で、検討する事項を含めてこの実施設計の中で十分可能だろうというふうな判断をいたしております。それから、正直申し上げて、プールがもし移動するならば、相当平面計画が変わってくる可能性がございます。これはご指摘ですが、これらにつきましては、全協でいただいた意見も含めて、また、できれば皆さんにご説明をする機会を持たせていただきたいというふうに考えております。

○議長（河野）ほかにごいませんか。国岡君。

○18番（国岡）歳入、入湯税が約半年間で216万もらうんから、1年いうとやっぱり500万近い金になるんですが、確かに海田町始まって以来の、海田へ温泉が出て、めでたいことですが、温泉の企画として町へ建設申請を出されるときには、成分とかどういうものに、リウマチに効くとか、頭が悪いものに効くとか、何か成分の内容は町へ報告があったもんですか、その点1点。

○議長（河野）税務課長。

○税務課長（畝）温泉分析書が県の方へ届け出ておりますけど、一応、泉質は単純弱放射能冷鉱泉、ラドン温泉ということです。適応症が神経痛とか筋肉痛、慢性消化器症などです。それと、湧出量が、動力用水ですけど1分間に200リッター湧き出ます。温度が19度でございます。以上です。

○議長（河野）ほかにごいませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより、第40号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第40号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）異議なしと認めます。よって、第40号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（河野）日程第8、第41号議案、平成14年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（加藤）第41号議案、平成14年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）。平成14年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、公共下水道整備工事費の増額の予算措置が必要となりましたので、歳入歳出それぞれ5,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ19億9,055万7,000円とするものでございます。内容につきましては担当者から説明いたします。どうぞよろしく。

○議長（河野）庶務課長。

○庶務課長（新浜）それでは、平成14年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明申し上げます。お手元に、第41号議案と資料12及び13をお願いいたします。

まず最初に、資料12、補正予算説明書の2ページをお願いいたします。歳出でございますが、事業費の公共下水道整備費の工事請負費を5,000万円増額するものでございます。これは、国庫補助枠の増に伴いまして污水管整備範囲を拡大するためのものでございます。工事箇所につきましては、お手元の資料13をご覧いただきたいと思っております。橙色でお示ししているところに口径200ミリの下水道管を131メートル、推進工法で布設するものでございます。

もとに戻っていただきまして、資料12の1ページをお願いいたします。歳入でございしますが、ただいまご説明申し上げました下水道整備費5,000万円の財源に充てるため、国庫補助金を2,000万円、繰越金を250万円、町債を2,750万円、それぞれ増額するものでございます。

それでは、第41号議案をお願いいたします。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出そ

れぞれ5,000万円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ19億9,055万7,000円とするものでございます。

また、地方債につきましては、3ページにお示ししているとおり、流域関連公共下水道事業債を2,750万円増額し、6億3,100万円とするものでございます。

以上で補正予算の説明を終わらせていただきます。

○議長（河野）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許しません。崎本君。

○10番（崎本）1点目に、なぜ推進工法にされたか、お願いします。

○議長（河野）下水道課長。

○下水道課長（榎根）なぜ推進工法にしたかと申しますと、断面図にもお示ししておりますように、深さが2メートル80、土被り280ミリということになっております。これを深さに対応しようと思いますと、基本的には推進でやることといたしております。というのは、この地区が岩が多い、石が多いということで、矢板が入りにくいということが1点ございます。それともう一つ、6月の議会で認定を受けました砂走第1砂走地区污水管新設工事（14—4）、それにおきまして、町道77号線から町道73号線の取り付け口までは推進工法で来ております。それにつなぐためには、どうしても推進工法が必要だということでございます。

○議長（河野）崎本君。

○10番（崎本）私、この砂走地区のこの管に、なぜ2メートル800の深さが要るか、2メートル800の深さじゃなくても別に対応できるんじゃないですか。ちょっとそれ1点、お願いします。

○議長（河野）下水道課長。

○下水道課長（榎根）これが町道77号線沿いに、太田川流域関連下水道の投入口がございます。そこへ、その本管に落とし込む必要がございますので、どうしても推進でやっていくということになります。

○議長（河野）崎本君。

○10番（崎本）私が言うのは、それに落とすのにはこの長い131メートルが推進工法じゃなくても、開削工法をやって、管の入り口で1メートル50なら1メートル50、2メートルおろすような、そういうことは可能でしょう。いいですか。そういう考えを頭からせにゃいけん、せにゃいけんじゃなしに、安くやって、そりゃそうでしょうが。私、そう

いう3,500メートルあるのに3メートル50を掘っちゃると困る、2メートル何ぼ掘っちゃると困るんです。簡単に落とすのには、そりゃ、高低差の管が何ぼでもあれば、落差工で落とすんでしょ、皆。だったら、これ、開削工法でできるんならできた方が、4分の1か5分の1でできますよ。何も推進工法でどうしてもせにゃいけんちゅうわけがないでしょう、これには。どうですか。ただ管口が向こうが低いから、こっちもそれを持っていかないけんいうことはないでしょう。落差工で持っていけるでしょう。落差工で持っていったところ何ぼでもあるでしょうが。もっとほかの理由があるんならいいんじゃが、単純な理由じゃないですか、そういうのは。こっちが2,800の管が来ちよるからこっちが2,800でやったらすんとつながる、単純な考えじゃないですか。落差工なんかなんでありますか。

○議長（河野）下水道課長。

○下水道課長（楨根）町道77号線と町道73号線の取り付け口の深さが3.8メートル、それから131メートル西の方へ下がりましたところが2.5メートルございます。その深さに対応しようと思うと推進工法が必要だということと、先ほど言いましたように、岩が出るといことで矢板が打ちにくいということ。もう1点、ここへ大きな水路が入っております。どうしてもこの水路の下を通らそうと思いますと、推進工法が必要だということでございます。

○議長（河野）崎本君。

○10番（崎本）なぜ最初からそういうものの、矢板が入らんいうたら、1メートル80か何ぼか以上は矢板を使いなさいと、1メートル50やったら矢板を使わんでいいような工法があるんでしょ。部分部分で矢板を使わないけん、どうしてここで2メートル800というもんを131メートルも全部、なぜ2,800要りますか。この管の間に何件使うんですか、これを。そういう物事を皆解釈して、私らが解釈したのは、ここに雨水の800の管があるから、この下は通されんから、ほれだから、推進工法でやられたんだろうと、そんなら横に2メートルから1メートルほど若干ありますが、これは開削工法でも、例えば1メートル50の深さで開削工法をやってつないだら、それで事は済むんじゃない。三迫の団地なんか矢板使わんでも。私が何で言うたら、現場現場、下水道の説明を聞いて、多くが開削工法でやったら1メートル50や何ぼじゃったら矢板要りませんよ、部分的に危ないところは要りませんよ。三迫のあの通りのバスが通るところでも矢板使わんでもええ言うて掘りよったんじゃないですか、あんたが言うことはええかげんなことばかり言う

てんじゃけんわしが言いよるんじゃ。私も勉強して、いろんな方法があると、落差工を使うてどういうふうな工法でもできると。なぜ低いけん、3メートル何ぼあるから、それで掘らにゃいけんの。掘らんでも、そこまで1メートル50で来て、落差工ですとんと落としゃいいじゃないですか。そのための落差工のますや何じゃかんじゃ、いろんな今、既製品が、いっぱいあるでしょうが、2次製品が。そうじゃないんですか。もうちょっと親切な説明の仕方をしなさいや。もう言うてもいけんけん、要望。

○議長（河野）ほかに質問はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第41号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第41号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）異議なしと認めます。よって、第41号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（河野）日程第9、第42号議案、平成14年度海田町国民健康保険特別会計補正予算を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（加藤）第42号議案、平成14年度海田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。平成14年度海田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、老人保健医療費拠出金の増額等の予算措置が必要となりましたので、歳入歳出それぞれ1億7,156万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ21億2,154万3,000円とするものでございます。内容につきましては担当者から説明いたします。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（河野）住民課長。

○住民課長（上村）それでは、第42号議案、平成14年度海田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

最初に、今回の補正予算としてご提案申し上げますもので、主なものにつきまして説明させていただきます。まず、今回の健康保険法等の改正に伴い、国民健康保険法の制度改正に対応する事務事業の処理に必要な予算の措置について、また平成12年度全国の老人保健医療費総額の確定等に伴い、国民健康保険から支出する老人保健医療費

拠出金と事務費拠出金に不足が生じたので、前年度の繰越金及び基金を活用し、必要な補正をお願いするものでございます。

恐れ入りますが、資料14の補正予算説明書をお願いいたします。それでは、歳出よりご説明申し上げます。2ページをお願いいたします。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、11節の需用費の86万7,000円でございますが、まず、消耗品費の52万5,000円につきましては、健康保険法の改正を含めた制度について、被保険者等に周知を図るためのパンフレットの購入に要する費用でございます。また、次の印刷製本費の34万2,000円は、制度改正に伴い、新たに高齢受給者証及び諸用紙に伴う予算措置でございます。次に、12節役務費の通信運搬費の27万5,000円は、先ほどの制度周知を図るため被保険者に送付するための郵送料でございます。また、同じく手数料等50万円は、改正に伴い、健康国保連合会へ共同事業手数料として支払うものでございます。次に、13節委託料の28万4,000円は、法改正に対応するため、システム改修に要する事務事業費でございます。

次に、3款、1項老人保健拠出金、1目老人保健医療費拠出金、19節負担金補助及び交付金の1億5,707万6,000円でございますが、先ほども申し上げましたが、平成12年度全国の老人保健医療費総額の確定等に伴い、老人保健医療費拠出金に不足が生じたための予算措置でございます。また、2目老人保健事務費拠出金、19節負担金補助及び交付金の112万円でございますが、医療費拠出金と同様、確定に伴う増額でございます。

次に、3ページの4款、1項、1目の介護納付金、19節負担金補助及び交付金の170万7,000円でございますが、平成14年度の介護給付納付金額の確定に伴い、納付金に不足が生じるための増額でございます。

次に、9款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、3目償還金、23節償還金利子及び割引料の973万2,000円でございますが、平成13年度国民健康保険療養給付費等負担金の事業実績により、一般被保険者分療養給付費の超過交付額を償還するための予算でございます。

続きまして、歳入予算について説明させていただきます。恐れ入りますが、1ページに戻っていただきたいと思います。

まず、4款、1項、1目療養給付費交付金、2節過年度分の188万2,000円でございますが、平成13年度退職者医療療養給付費等の事業実績により、療養給付費交付金が188万2,000円の不足となっておりますので、予算措置するものでございます。

8 款繰入金、2 項、1 目、1 節基金繰入金でございますが、海田町国民健康保険基金から 1 億1,966 万3,000 円を取り崩し、老人保健拠出金に要する経費の不足を補うものでございます。

次に、9 款、1 項、1 目、1 節繰越金の5,001 万6,000 円でございますが、これは平成13 年度の繰越金でございます。

以上、歳入歳出それぞれ 1 億7,156 万1,000 円を予算措置し、歳入歳出21 億2,154 万3,000 円とするものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（河野）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許しません。西山君。

○8 番（西山）1 点です。2 ページの13 の委託料で、健康保険法改正に伴うシステム改修業務委託料が28 万4,000 円なんですけれども、先ほどの一般会計の老人保健法改正に伴うシステム改修委託料の場合、この4 倍ぐらいの予算額なんですけど、この28 万4,000 円の予算額でこの業務委託は大丈夫なんです。ちょっと確認なんです。

○議長（河野）住民課長。

○住民課長（上村）委託料の28 万4,000 円でございますが、先ほど申しましたように、法改正に伴うものでございまして、老人保健法の絡みと健康保険との絡みで多少予算的なものが違っております。内容的には、健康保険の方で新たに前期高齢者等に対する所得の把握システムが導入されたことと、国保連のデータ送付用のフロッピーディスク作成のシステムが開発することで、日数的な計算に基づきました事務事業費でございますので、間違いはございません。

○議長（河野）ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより、第42 号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第42 号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）異議なしと認めます。よって、第42 号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（河野） 日程第10、議員派遣の件を議題といたします。派遣内容はお手元に配付しておるとおりでございます。本件については、海田町議会会議規則第111条1項の規定により、議会の議決で決定するものです。お諮りいたします。

議員派遣については、原案のとおり派遣することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野） 異議なしと認めます。よって、議員派遣の件は原案のとおり派遣することと決めます。

以上で、本定例会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしましたので、会議を閉じます。

以上で、平成14年第5回海田町議会定例会を閉会いたします。大変ご苦労さんでございました。

午前11時50分 閉会